2 調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の見直し

(1)趣旨

国が平成29年4月から、山口県が平成30年5月から設計委託に係る調査基準価格(国県は低入札価格調査制度)の算定式を改正したことに伴い、調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の一部を改正するもの。

(2)内容

業務区分	<現行>	<改正案>	上下限値 (改正なし)
測量業務	直接測量費 測量調查費 諸経費×4.5/10	直接測量費 測量調查費 諸経費× 4.8/10	予定価格の 6/10~8/10
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費×4.5/10	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費×4.8/10	予定価格の 6/10~8/10
地質調査業務	直接調查費 間接調查費×9/10 解析等調查業務費× 8/10 諸経費×4.5/10	改正なし	予定価格の 2/3~8.5/10
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 特別経費 技術等経費×6/10 諸経費×6/10	改正なし	予定価格の 6/10~8/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費×4.5/10	改正なし	予定価格の 6/10~8/10

(3) 実施時期

平成30年8月1日